



# 北秋田市自治会等 小規模雪寄せ場事業の お知らせ！

自治会・町内会の雪寄せ場確保の一助とするため、地区住民の雪寄せ場として空き地を無償貸付けした場合、空き地の固定資産税額の一部を減免します。

## 主な要件



- ・面積が原則500m<sup>2</sup>以下で、課税地目が「宅地」または「雑種地」の土地（※課税地目が「田、畑、山林、原野等」は対象外です）
- ・土地所有者と自治会等が雪寄せ場として無償で土地の貸借契約を書面により締結可能な土地
- ・雪寄せ場としてのみ使用する土地（期間中、駐車等の用途に使用できません）
- ・1つの自治会等で原則2か所以内とします
- ・貸付期間は12月から翌年3月までの期間内とします
- ・道路との高低差がなく、雪寄せ場としての使用に適した土地であること

## 手続き方法



- ①土地所有者と自治会等が「雪寄せ場」として無償で使用可能か話し合う
- ②自治会等は建設課に「事前確認願・位置図・案内図」を提出する  
（※申請期間は令和6年2月16日までですが、申請期間により固定資産の減免割合が変わりますので、11月20日以降に申請する場合は建設課にお問い合わせください）
- ③建設課等で要件に適合しているか確認をする
- ④建設課から「事前確認」結果の通知を自治会等へ送付する
- ⑤土地所有者と自治会等で「土地使用無償貸借契約」を交わす
- ⑥自治会等は「設置確認願（本申請）・契約書の写し・同意書」を建設課に提出する
- ⑦自治会等は雪寄せ場として活用（※トラブルがないよう十分話し合う）
- ⑧土地所有者は固定資産税納税通知書が届いたら、1期の納期限までに「減免申請」を税務課に提出する
- ⑨税務課から減免後の納税通知書を送付する
- ⑩土地所有者は減免後の固定資産税を納付する

貸付期間：12月1日～翌年3月31日 までの期間  
 減免割合：利用した月数<sup>※</sup>に応じ、翌年度当該土地の固定資産税額の12分の1～12分の4  
 （※利用した月数に1か月に満たない端数があるときは、これを切り捨てし計算します）

## 問合せ先

- 雪寄せ場に関すること 建設課管理係 ☎72-3116
- 税の減免に関すること 税務課市税係 ☎62-1116



### 一歩踏み出す姿勢で、新しいことにチャレンジを

#### 河田浩文 副市長 就任式

市議会6月定例会で議会から選任の同意を得た河田浩文副市長の選任書交付式と就任式が7月3日に市役所本庁舎で行われ、幹部職員を前に就任あいさつを行いました。河田副市長は、北秋田市（旧鷹巣町）生まれの61歳。大館鳳鳴高校、弘前大学を卒業後、昭和59年に鷹巣町役場に採用となり、合併後の北秋田市では財政課長、総合政策課長、財務部長、総務部長を務め、令和4年3月の定年退職後は市総務部総合政策課の再任用職員として勤務されました。

## 就任式では、はじめに津谷市長が「これから重責を担っていただくことになるが、課長・部長職の経験から職員も頼りにしていると思う。職員が仕事への情熱を失うことなく、常に市民を気遣い市民のための北秋田市をつくるには、職員が健康で生きいきと働ける風通しのよい職場環境が大事であり、副市長には、その環境づくりもお願いしている。課題は山積しているが、アフターコロナ時代での様々な施策の取り組みにより、課題解決に向けて副市長を中心に職員が一致団結することを期待す



る。副市長の経験と職員のチームワークを活かしながらともに頑張ろう」などと述べました。

続いて、河田副市長は「本市のふるさと納税は、県内トップを記録するなど驚異的に寄附額を増やしている。一方で、ハローキティ事業は終了。この2つの事業は、根本的なものは同じと考える。どちらの事業も取り扱い企業と縁があつて始めた事業で、違うのはその結果。ふるさと納税は、知られた特産品がほばない中、米の定期便というヒット商品を生み出したことで大きく寄附額を伸ばした。ハローキティ事業は、子育て世代を中心に喜んでもらえたと思うが、それ以外への浸透や商品開発など、市内経済への進展が足りずに事業を終了。結果はそうだが、事業開始の段階ではこのような結果は予測できておらず、結果が逆であった可能性もある。言いたいことは、一歩踏み出す姿勢が大切で、無謀な取り組みに手を出してはいけないが、失敗を恐れず新しいことにチャレンジしなければ、未来は拓けないのではないかと。市長と皆さんとともに、住んでよかったと思えるまちづくりに取り組むため、皆さんのご協力をお願いする」などと述べました。



▲選任書交付式での河田副市長

## 敬老事業の内容変更について

令和5年度から、市主催の「敬老式典」は開催しません。

式典に代わり、米寿（88歳）を迎えられる方へお祝い品を贈呈します。

なお、百歳を迎えられる方には、引き続き祝状と祝金を贈呈します。

☎ 高齢福祉課高齢福祉係 ☎62-6639

## 令和5年度 北秋田市 戦没者追悼式

～ 戦没者の英霊を偲び、平和の誓いを新たに～

令和5年度「北秋田市戦没者追悼式」を開催します。

■日時 8月25日（金）  
10時30分～

■会場 北秋田市文化会館



☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637

## 全国一斉 『こどもの人権相談』 強化週間のご案内

法務局では、下記のとおり「こども人権相談」強化週間を実施し、皆さま方からのご相談をお受けします。

相談は無料で、人権擁護委員および法務局職員が平日夜間や土日にも相談に応じます。相談内容についての秘密は厳守します。

■実施期間 8月23日（水）～29日（火）  
平日：8時30分～19時まで  
土曜・日曜日：10時～17時まで

■相談電話 こどもの人権110番  
☎0120-007-110（通話料無料）

■SNS（LINE）人権相談  
①アカウント名：SNS人権相談  
②検索ID：@snsjinkensoudan

☎ 秋田地方法務局人権擁護課 ☎018-862-1443